

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	岩手県金ヶ崎町

## 金ヶ崎町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 岩手県金ヶ崎町農林課  
所在地 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根南町 2 2 番地 1  
電話番号 0197-42-2111  
FAX 番号 0197-42-4530  
メールアドレス nourin-a.and.f@town.kanegasaki.iwate.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	鳥類（ハシブトカラス及びハシボソカラス、ドバト、カルガモ、ゴイサギ、アオサギ）、ツキノワグマ、ハクビシン、カワウ、ニホンジカ、イノシシ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	金ヶ崎町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
鳥類	水稲、果樹、野菜、飼料作物等	被害面積 1.77 h a 被害額 239千円
ツキノワグマ	水稲、果樹、野菜、飼料作物等	被害面積 8.63 h a 被害額 6,713千円
ハクビシン	果樹、野菜	被害面積 0.21 h a 被害額 149千円
カワウ	アユ、ヤマメ、イワナ	被害額 —
ニホンジカ	水稲、豆類、飼料作物等	被害面積 15.59 h a 被害額 8,296千円
イノシシ	水稲、飼料作物等	被害面積 5.00 h a 被害額 4,064千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

※町内におけるカワウの被害については、被害の推測はなされているが具体的な調査・捕獲等の実績は無いため、関係機関からの情報収集に努め実態を把握していくものとする。

## (2) 被害の傾向

鳥類による農業被害は、町全域で発生しており、生息数も増加傾向にある。また、住宅近隣の樹木等に営巣することも増えており、騒音、糞等による生活環境被害も発生している。

ツキノワグマについては、毎年5月～11月にかけて、果樹、デントコーン、家畜用飼料被害が多発しており、被害の多くが町西部の酪農地帯に集中している。また、市街地への出没情報も増加し、平成26年には人身被害が発生しており、今後の被害拡大が危惧される。

ハクビシンについては、果樹・野菜の被害が発生しており、定着化と被害拡大が危惧される。

カワウについては、生息数が増加、北上市との境に大規模な営巣が確認されている。県内ではここ数年のアユ漁は不良、かつ、ヤマメ等は激減しており、さらなる被害拡大が危惧される。

ニホンジカについては、目撃情報が町西部の酪農地帯から町全域へと拡大しているほか、目撃情報も年々増加しており、定着化と被害拡大が危惧される。

イノシシについては、主に町の南部、西部及び北部で頻繁に目撃されており、生息域の拡大が見られる。町では、令和元年度に初めて捕獲され、令和2年度にも3頭捕獲されており、水稻等の食害や踏み倒しのほか畦畔等の掘り起こしも発生し、今後の被害拡大が危惧される。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

## (3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和5年度）
鳥類	被害面積 1.77 h a	被害面積 1.50 h a
	被害額 239 千円	被害額 200 千円
ツキノワグマ	被害面積 8.63 h a	被害面積 7.00 h a
	被害額 6,713 千円	被害額 5,500 千円
ハクビシン	被害面積 0.21 h a	被害面積 0.15 h a
	被害額 149 千円	被害額 110 千円
カワウ	—	—
ニホンジカ	被害面積 15.59 h a	被害面積 13.00 h a
	被害額 8,296 千円	被害額 7,000 千円
イノシシ	被害面積 5.00 h a	被害面積 4.50 h a
	被害額 4,064 千円	被害額 3,500 千円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ツキノワグマについては、人身被害の恐れがある場合や継続的に出没する場合に町猟友会へ委託し捕獲を実施している。</li> <li>・ 金ヶ崎町鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）により、鳥類、カワウ、ニホンジカ、イノシシの有害鳥獣捕獲活動を実施している。</li> <li>・ ハクビシンの有害鳥獣捕獲については、捕獲従事者へはこわなの貸出を行っている。</li> <li>・ 有害鳥獣の捕獲を推進するため、実施隊に対しはこわなや無線機の貸出を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢化等による従事者の不足。</li> <li>・ わな猟免許保持者数の不足。</li> <li>・ 広範囲に及ぶ被害状況に伴う情報不足。</li> <li>・ ツキノワグマ、イノシシ等の個体数増加及び生息域拡大に対し、捕獲数が追いつかない。</li> <li>・ 行政、住民、関係団体が一体となった効果的な有害捕獲体制の整備。</li> <li>・ 長期的、継続的な被害防止に向け、地域住民の被害防止意識の向上。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ツキノワグマによる農作物被害に対し電気柵の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広範囲に及ぶ被害状況に対する効果的な設置方法の検討。</li> <li>・ 電気柵の設置後の管理が不十分であるために、その効果が十分発揮されていない事例が見られる。</li> </ul>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

鳥類については、群体被害地における被害防止対策を重点的に進める。

ツキノワグマについては、積極的な被害情報収集に努めるとともに、専門家等の助言をもとに地域住民の被害防止意識の向上を図る。また、捕獲等従事者等の人材の確保や育成に努め、迅速な捕獲等を実施できる体制づくりを進める。

ハクビシンについては、積極的な捕獲を推進し定着化の防止と被害の拡大防止に努める。

カワウについては、積極的な被害情報収集に努めるとともに、専門家等の助言をもとに被害の拡大防止に努める。

ニホンジカ及びイノシシについては、関係機関と連携した被害情報収集により迅速な捕獲を推進し生息域の拡大防止を図るとともに、電気柵等侵入防止柵の設置を推進

し、地域住民の被害防止意識の向上を図ることでより効果的な被害防止対策の実施に取り組む。

また、地域の協働作業を推進し、川沿いの草刈り実施、農業廃棄物を畑に放置せず適切に処分する等有害鳥獣を人里付近に生息させない環境作りに向け、住民に対し広報等を活用した周知を行いながら「自ら農作物を守る」という意識付けがなされるよう啓発活動に取り組む。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

ツキノワグマの捕獲体制については、金ヶ崎町猟友会に業務委託し、被害状況や目撃情報を共有しながら、銃器（ライフル銃を含む）・はこわなによる迅速な捕獲活動を行う。

ニホンジカ、イノシシについては、実施隊と被害・目撃情報を共有しながら、銃器（ライフル銃を含む）・わなによる捕獲活動を行う。

鳥類、カワウについては、実施隊と被害・目撃情報を共有しながら、銃器（ライフル銃を除く）・わな（カラスのみ）による捕獲活動を行う。

ハクビシンについては、捕獲を許可された者に対し、必要に応じてはこわなの貸出を行い、地域住民による捕獲活動の推進を図る。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
3	鳥類、ツキノワ グマ、ハクビシ ン、カワウ、ニ ホンジカ、イノ シシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲機材の整備により、捕獲効率の向上を図る。</li> <li>・ わな猟・狩猟従事者の確保及び新規資格取得者掘り起こしを目的とした試験・講習会等の広報活動。</li> <li>・ 新規の狩猟免許取得等に要する経費の一部補助制度を周知し、実施隊の担い手確保を図る。</li> <li>・ センサーカメラを活用した鳥獣の生息調査により、生息頭数や行動特性を把握し効果的な捕獲技術の向上を図る。</li> </ul>
4	鳥類、ツキノワ グマ、ハクビシ ン、カワウ、ニ ホンジカ、イノ シシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲機材の整備により、捕獲効率の向上を図る。</li> <li>・ わな猟・狩猟従事者の確保及び新規資格取得者掘り起こしを目的とした試験・講習会等の広報活動。</li> <li>・ 新規の狩猟免許取得等に要する経費の一部補助制度を周知し、実施隊の担い手確保を図る。</li> <li>・ センサーカメラを活用した鳥獣の生息調査により、生息頭数や行動特性を把握し効果的な捕獲技術の向上を図る。</li> </ul>
5	鳥類、ツキノワ グマ、ハクビシ ン、カワウ、ニ ホンジカ、イノ シシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲機材の整備により、捕獲効率の向上を図る。</li> <li>・ わな猟・狩猟従事者の確保及び新規資格取得者掘り起こしを目的とした試験・講習会等の広報活動。</li> <li>・ 新規の狩猟免許取得等に要する経費の一部補助制度を周知し、実施隊の担い手確保を図る。</li> <li>・ センサーカメラを活用した鳥獣の生息調査により、生息頭数や行動特性を把握し効果的な捕獲技術の向上を図る。</li> </ul>

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
鳥類	鳥類については、これまでの捕獲実績や被害状況に応じて適正に捕獲許可頭数を調整する。
カワウ	カワウについては、被害の推測はなされているが具体的な調査・捕獲等の実績は無いため、関係機関からの情報収集に努め実態を把握する。
ハクビシン	ハクビシンについては、外来種であることから定着化防止と被害拡大防止の観点から積極的に捕獲する。
ニホンジカ及びイノシシ	ニホンジカ及びイノシシについては、農業被害の抑制及び生息域拡大防止の観点から積極的に捕獲する。
ツキノワグマ	なお、ツキノワグマについては、岩手県ツキノワグマ管理計画に基づく年間捕獲上限数で定める捕獲頭数があることから、金ヶ崎町単独での捕獲計画は設定しない。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	3年度	4年度	5年度
鳥類	700	700	700
カワウ	—	—	—
ハクビシン	20	20	20
ツキノワグマ			
ニホンジカ	20	25	25
イノシシ	10	15	20

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥類については捕獲実施場所に合わせて、わな（カラスのみ）・銃器（ライフル銃を除く）を使い分け捕獲を推進する。 実施時期：通年                      場所：金ヶ崎町全域</li> <li>・ツキノワグマについては、被害状況による被害防止のため、はこわな・銃器による必要最小限度の捕獲に取り組む。 実施時期：5月から11月              場所：被害地域</li> <li>・ハクビシンについては、外来種の生息域拡大防止の観点から、住民へはこわなを貸し出し捕獲を推進する。 実施時期：通年                      場所：金ヶ崎町全域</li> <li>・カワウについては、個々の捕獲が難しいことから、生態調査のための最小限の捕獲数を確保し、生息数の抑制のため営巣における銃器による捕獲を中心に推進する。 実施時期：通年                      場所：被害地域</li> <li>・ニホンジカ・イノシシについては、生息域拡大防止の観点から、捕獲方法や捕獲場所等を検討し、わな・銃器により積極的に捕獲を実施する。 実施時期：通年                      場所：金ヶ崎町全域</li> </ul>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>1. 必要性</p> <p>町内では、わな及び散弾銃を使用した有害捕獲のほか、カラスの捕獲やわなにかかった大型獣（ニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマ）の止めさしに散弾銃を使用している。しかし、散弾銃のみでは、至近距離からの発砲が必要となり、大型獣を捕獲する際は、危険を伴う。また、至近距離では対象鳥獣に気付かれるため、捕獲効率も低下してしまうことから、射程の長いライフル銃による捕獲等の実施が必要である。</p> <p>2. 取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニホンジカ及びイノシシの有害捕獲 時期：4月～3月 場所：金ヶ崎町全域</li> <li>・ツキノワグマの有害捕獲 時期・場所：岩手県の鳥獣捕獲許可による。</li> </ul>

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。



(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	3年度	4年度	5年度
ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ	0m	1,500m	3,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
3	鳥類	地域住民による、放任果樹・廃棄物等の誘引要因の除去の推進。 実施時期：通年 場所：金ヶ崎町全域
	カワウ	定着化防止のため地域住民からの目撃情報収集活動の推進。 実施時期：通年 場所：金ヶ崎町全域
	ツキノワグマ	地域住民による、放任果樹・廃棄物等の誘引要因の除去の推進及び効果的な侵入防止柵の設置検討。 実施隊と連携した追い払いの実施。 実施時期：通年 場所：金ヶ崎町全域
	ハクビシン	地域住民による、放任果樹・廃棄物等の誘引要因の除去の推進。 定着化防止のため地域住民からの目撃情報収集活動の推進。 実施時期：通年 場所：金ヶ崎町全域
	ニホンジカ	定着化防止に向けた侵入防止柵の設置検討、住民からの目撃情報収集活動の実施。 実施隊と連携した積極的な捕獲の実施。 実施時期：通年 場所：金ヶ崎町全域
	イノシシ	地域住民による、放任果樹・廃棄物等の誘引要因の除去の推進、侵入防止柵の設置検討。 定着化防止のための生息調査、住民からの目撃情報収集活動の推進。 実施隊と連携した積極的な捕獲の実施。 実施時期：通年 場所：金ヶ崎町全域
4	鳥類	地域住民による、放任果樹・廃棄物等の誘引要因の除去の推進等、広報等による地域住民の被害防止意識の啓発。 実施時期：通年 場所：金ヶ崎町全域
	カワウ	定着化防止のため地域住民からの目撃情報収集活動の推進。 実施時期：通年 場所：金ヶ崎町全域
	ツキノワグマ	地域住民による、放任果樹・廃棄物等の誘引要因の除去の推進及び効果的な侵入防止柵の設置検討、電気柵等の適切な管理方法の周知等、広報等による地域住民の被害防止意識の啓発。 実施隊と連携した追い払いの実施。 実施時期：通年 場所：金ヶ崎町全域
	ハクビシン	地域住民による、放任果樹・廃棄物等の誘引要因の除去の推進。 定着化防止のため地域住民からの目撃情報収集活動の推

		進。 実施時期：通年 場所：金ヶ崎町全域
	ニホンジカ	地域住民による、放任果樹・廃棄物等の誘引要因の除去の推進、侵入防止柵の設置検討、電気柵等の適切な管理方法の周知等、広報等による地域住民の被害防止意識の啓発。 住民からの目撃情報収集活動の実施。 実施隊と連携した積極的な捕獲の実施。 実施時期：通年 場所：金ヶ崎町全域
	イノシシ	地域住民による、放任果樹・廃棄物等の誘引要因の除去の推進、侵入防止柵の設置検討、電気柵等の適切な管理方法の周知等、広報等による地域住民の被害防止意識の啓発。 定着化防止のための生息調査、住民からの目撃情報収集活動の推進。 実施隊と連携した積極的な捕獲の実施。 実施時期：通年 場所：金ヶ崎町全域
5	鳥類	地域住民による、放任果樹・廃棄物等の誘引要因の除去の推進等、広報等による地域住民の被害防止意識の啓発。 実施時期：通年 場所：金ヶ崎町全域
	カワウ	定着化防止のため地域住民からの目撃情報収集活動の推進。 実施時期：通年 場所：金ヶ崎町全域
	ツキノワグマ	地域住民による、放任果樹・廃棄物等の誘引要因の除去の推進及び効果的な侵入防止柵の設置検討、電気柵等の適切な管理方法の周知等、広報等による地域住民の被害防止意識の啓発。 実施隊と連携した追い払いの実施。 実施時期：通年 場所：金ヶ崎町全域
	ハクビシン	地域住民による、放任果樹・廃棄物等の誘引要因の除去の推進。 定着化防止のため地域住民からの目撃情報収集活動の推進。 実施時期：通年 場所：金ヶ崎町全域
	ニホンジカ	地域住民による、放任果樹・廃棄物等の誘引要因の除去の推進、侵入防止柵の設置検討、電気柵等の適切な管理方法の周知等、広報等による地域住民の被害防止意識の啓発。 住民からの目撃情報収集活動の実施。 実施隊と連携した積極的な捕獲の実施。 実施時期：通年 場所：金ヶ崎町全域
	イノシシ	地域住民による、放任果樹・廃棄物等の誘引要因の除去の推進、侵入防止柵の設置検討、電気柵等の適切な管理方法の周知等、広報等による地域住民の被害防止意識の啓発。 定着化防止のための生息調査、住民からの目撃情報収集活

	<p>動の推進。          実施隊と連携した積極的な捕獲の実施。          実施時期：通年          場所：金ヶ崎町全域</p>
--	--

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

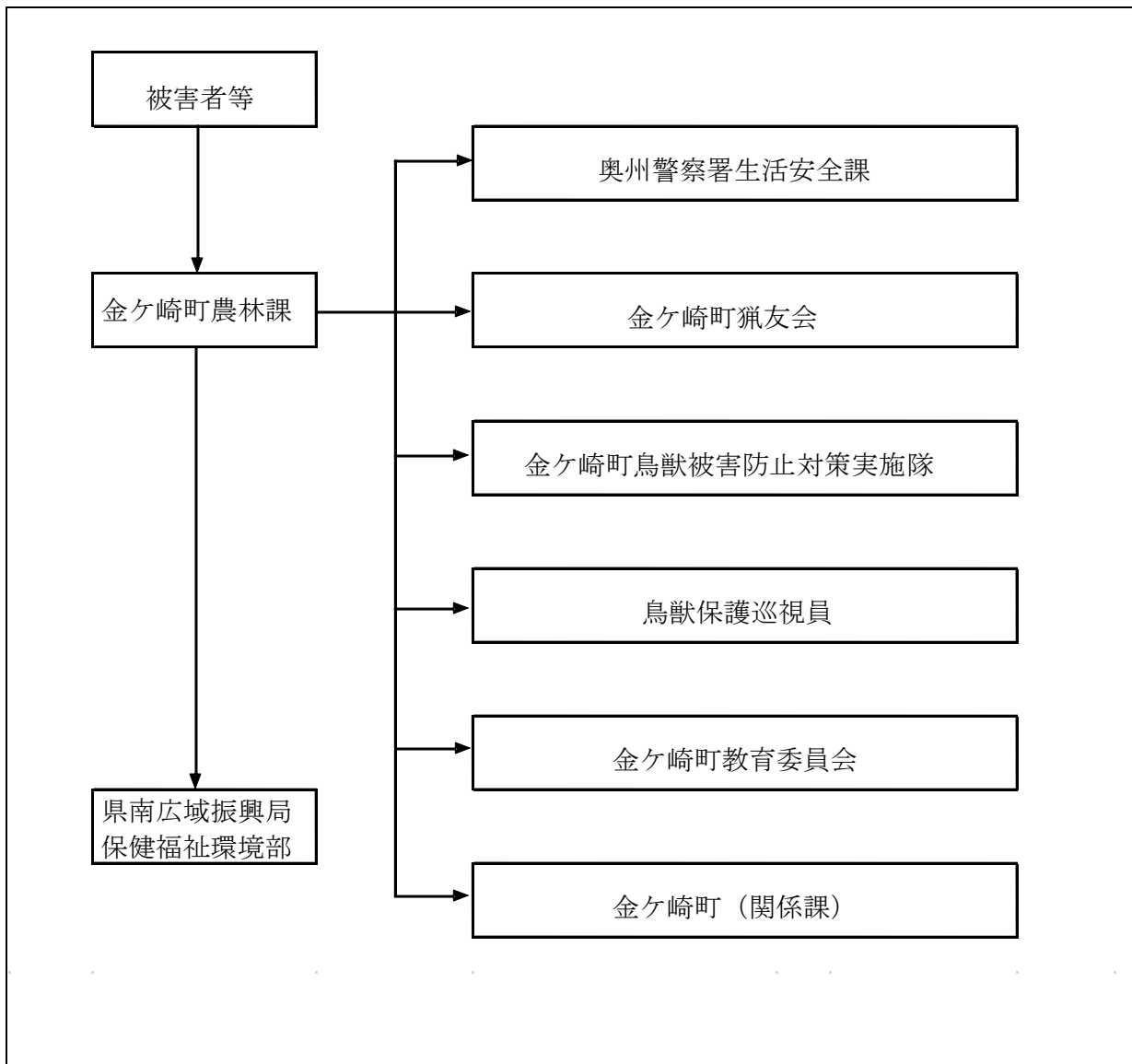
関係機関等の名称	役割
金ヶ崎町	情報収集、連絡調整、広報車による注意喚起、有害鳥獣捕獲許可等の許可、いわてモバイルメール・ラジオ放送を活用した注意喚起
奥州警察署	銃刀法に基づく安全管理指導、助言 住民の安全確保
実施隊	有害鳥獣捕獲活動の実施
金ヶ崎町猟友会	実施隊の活動の支援
鳥獣保護巡視員	有害鳥獣捕獲活動の助言
金ヶ崎町教育委員会	教育機関への連絡
岩手県県南広域振興局保健福祉環境部	鳥獣捕獲等の許可
行政区長	地域住民への連絡

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

## (2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

## 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則として、可燃ごみ焼却施設における焼却処分

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品、愛玩動物用飼料又は皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等

をした鳥獣の利用方法について記載する。

- 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	金ヶ崎町鳥獣被害防止総合対策協議会
構成機関の名称	役割
金ヶ崎町農林課	全体総括、捕獲許可
金ヶ崎町農業委員会	遊休農地に関する情報提供、農業委員を通じて農作物被害の把握・指導、事務局補助
県南広域振興局農政部	鳥獣被害防止に関する助言及び指導
県南広域振興局保健福祉環境部	鳥獣被害防止に関する個体調整指導、捕獲許可
奥州農業改良普及センター	鳥獣被害防止に関する助言及び指導
岩手ふるさと農業協同組合	協議会事務局、町内農業者との連携、情報の収集及び報告
岩手県農業共済組合胆江地域センター	鳥獣被害等関連情報の収集及び報告
奥州地方森林組合	林業分野における取りまとめ及び意見提言
金ヶ崎町猟友会	有害捕獲活動等に関する取り組み及び意見提言
岩手県鳥獣保護巡視員	野生動物保護視点における意見提言
金ヶ崎町農業振興組合連絡協議会	地区住民代表 町内農業者との連携、情報の収集及び報告

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岩手県鳥獣被害防止対策連絡会	野生鳥獣の生息状況や被害状況、被害防止対策等に係る情報提供等
県南地域鳥獣被害防止対策連絡会	野生鳥獣の生息状況や被害状況、被害防止対策などに係る情報共有や広域的な被害防止対策等の取組に関する検討等

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年7月に金ヶ崎町鳥獣被害対策実施隊を設置。  
主な活動は、有害鳥獣の捕獲等、担い手育成、生息調査、有害鳥獣被害防止施策に関すること。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。  
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

新たな狩猟免許所持者の確保に向けた情報発信を行うとともに、担い手育成を図る。

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。